

市有財産売却 一般競争入札説明書

小城市役所総務部財政課(西館2階)

〒845-8511

小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL 0952-37-6117 (直通)

FAX 0952-37-6163

e-mail zaisei@city.ogi.lg.jp

これは、今般売却する幼稚園バスの一般競争入札の条件についての説明です。次の条項をよく読み入札に参加してください。

なお、このほかの事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、小城市財務規則（平成 17 年小城市規則第 38 号）等の規定によります。

1 物件の詳細

物件番号	物品名称	名称/型式	初年度登録(取得年月)	排気量/走行距離	最低価格(円)*	備考
①	幼稚園バス	三菱ローザ U-BE436F	平成 6 年 5 月	3.56L 35.2 万km程度	200,000	車検 R3. 4. 17

※最低価格は消費税および地方消費税を含む金額

※内外装に傷みがありますので、物件の下見をすることをお勧めします。

2 申込方法について

(1) 入札の申込方法

小城市役所財政課へ必要書類を持参又は郵送

(2) 申し込みに必要な書類

- ①入札参加申込書（様式 1）
- ②市町村税の完納証明書/（個人・法人とも）
- ③誓約書（様式 3）
- ④入札保証金還付請求書（様式 4）

(3) 入札保証金

- ①入札に参加するためには、入札保証金（入札金額の 100 分の 5 以上の額）を令和 3 年 3 月 12 日（金）午後 4 時 30 分までに、小城市役所財政課まで納入してください。
- ②入札保証金には利息を付しません。
- ③落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、小城市に帰属することになります。

(4) 申込受付場所

小城市役所 財政課契約管財係(西館 2 階) 担当 野村・古賀
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2 3 1 2 番地 2
電話 0 9 5 2 - 3 7 - 6 1 1 7

(5) 申込受付期間

令和 3 年 2 月 22 日（月）から令和 3 年 3 月 12 日（金）まで
（ただし、土・日曜日、祝日を除く）
午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

3. 入札及び開札

本入札方法は、小城市郵便入札実施要領に基づく郵便入札とします。

- (1) 入札期日 令和 3 年 3 月 22 日（月）
- (2) 入札時間 9 時 00 分

(3) 入札会場 小城市役所西館2階 2-6会議室

(4) 郵便による入札書の提出期限

- ①提出期限 令和3年3月8日(月)から令和3年3月19日(金)17時00分必着
- ②提出先 2(4)申込受付場所に記載している場所へ郵送してください。
- ③郵便方法 一般書留又は簡易書留による。

入札書を封筒に入れ使用印鑑にて厳封し郵送してください。封筒には、件名、商号等を記載するとともに「親展」、「入札書在中」と朱書きしてください。

(5) 入札の方法

- ①入札書には、入札金額、入札者の住所および氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)その他所定の事項を記入の上、本人の印を押さなければなりません。
- ②入札金額は、アラビア数字を用いて記入してください。
- ③入札金額は、消費税および地方消費税を含む額としてください。
- ④入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤入札者は、あらかじめ入札書にくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載すること。

(6) 本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めません。代表者によるものに限ります。

(7) 入札者の資格

次の事項に該当する方は、入札に参加をすることができません。

また、市有財産を売却する際の申請資格として、申請者が暴力団関係者ではないことを小城警察署に照会、確認をすることとしておりますので、ご承知ください。

- ① 地方自治法施行令(以下、施行令という。)第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ② 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
- ③ 施行令第167条の4第1項第3号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※ 契約締結後に、契約者が上記①から③に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

- ④ 2に定める入札参加申込書を提出していない者
- ⑤ 納付すべき市町村民税等の滞納がある者

(8) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- ①入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- ②入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ③入札書に記名及び押印がないとき。
- ④一の入札に対して二通以上の入札書を提出したとき。
- ⑤入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑥本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- ⑦鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- ⑧入札書の金額が訂正されているとき。

⑨前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(9) 落札者

①落札者は、最低価格以上の価格のうち、最高の価格を持って入札した者とします。

なお、予定価格につきましては、最低価格を予定価格とします。

②落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、小城市郵便入札実施要領第9条によるくじにて決定します。また、この場合のくじ用数字は、入札参加申込書を受け付けた順番とします。(※郵便による提出で2人以上の申込が同時にあった場合は、名称の五十音順とします)

③開札後、入札参加者全員に、落札者と落札金額をメールまたはFAXにてお知らせします。また、落札者には財政課契約管財係より電話等にて連絡します。

(10) 再度の入札

再度の入札につきましては、最低落札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

(11) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

4. 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札者決定後、契約を締結していただきます。契約金額は、入札書の金額欄に記載された価格とします。具体的な方法につきましては、追ってご連絡させていただきます。

(2) 契約の確定

契約は、小城市が落札者とともに物品売買契約書に記名押印し、売買代金の支払い後に確定します。

(3) 契約保証金

小城市財務規則第104条第2項第5号により免除

(4) 売買代金の納付

売買代金の納付は契約締結日までに、金額全額を小城市が発行する納入通知書により納付してください。

なお、代金納付にかかる費用は契約者の負担となります。

5. 契約費用及び公租公課費等

(1) 車両登録及び引渡し

・車両は、落札者が売払代金を完納し、所有者変更手続を終えたときに引渡します。

※ただし、令和3年3月24日（水）まで幼稚園バスとして使用しますので、引き渡し日は令和3年3月25日（木）以降となります。

・売払物品の代金完納後の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とします。

・車両は、引渡しまでに所有者変更記録の記載がなされた一時抹消登録証明書の写しを小城市へ提出することが引渡しの要件となります。

・搬送の費用は全て落札者の負担と責任で行ってください。引渡し場所からの移動は、落札者の責任において行ってください。仮ナンバープレート取得や搬送が必要な場合は、事前に落札者が手配し、費用負担してください。

(2) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

(3) その他契約に要する費用が生じた場合は、落札者の負担となります。

6. 契約に係る特約事項

(1) 売却条件

①公序良俗に反する使用等の禁止

1. 暴力団事務所の利用等の禁止

購入者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の使用又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物品を第三者に貸してはなりません。

2. 風俗営業等の禁止

購入者は、売買契約締結の日から10年間、売買物品を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物品を第三者に貸してはなりません。

②実地調査等

1. 市は、上記①1.及び2.の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができます。

2. 購入者は、正当な理由なく上記②1.に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(2) 契約の解除

①買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除し売払物品を買戻しすることができます。この場合、利息を付すことなく契約金額で買戻すものとします。なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

②上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で物品を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 契約不適合責任

小城市は契約不適合責任を負いません。

物件の状況等については、職員の目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、また全ての車両状況を確認しておりません（現況でのお渡しになります）。落札後使用を予定している方は、ご理解のうえ入札に参加してください。下見を希望される場合は、申込受付期間内に小城市役所財政課契約管財係（0952-37-6117）までご連絡ください。

7. 質疑書の提出及び回答

(1) 提出期間

①入札参加申込書等に対する質疑

令和3年2月22日（月）から令和3年3月5日（金）まで

(2) 提出方法に対する質疑

質疑書（本市所定様式）「様式5」により、上記2－（4）申込受付場所に直接持参するかFAXまたはメールで提出して下さい。なお、FAXまたはメールで提出された場合は、電話にて財政課に送付されているかどうかの確認をしてください。

(3) 回答

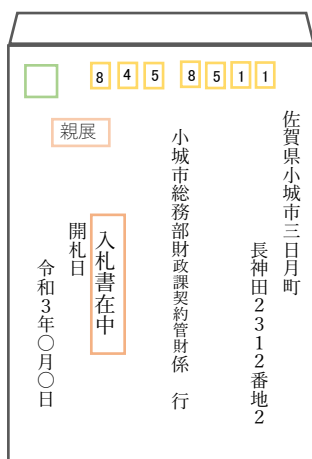
入札参加申込書等に対する質疑への回答は令和3年3月9日（火）までに、小城市ホームページで回答します。

8. その他

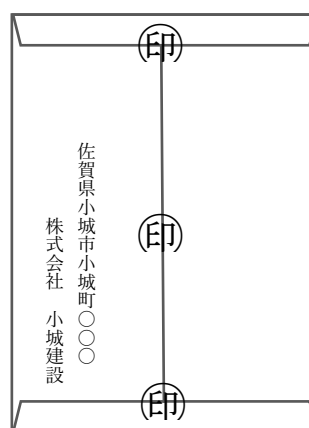
- ・車両に残される装備品、付属品について、性能の保証はできません。
- ・売払物品に小城市、小城町、三日月町、牛津町および芦刈町または小城市所有の施設名等の文字が入っている場合は、物品引渡後に文字を完全に消し、その後写真等を提出してください。
- ・入札結果については、小城市ホームページで公表します。

※ 封筒の作成方法

提出方法は、入札書等を入れ封印し、封筒には「親展」、「入札書在中」、開札日及び入札参加者名を記載する。



(表面)



(裏面)

※封筒のサイズは自由とし、入札書等を入れ封かんすること。

※封筒の表面に、「親展」、「入札書在中」、開札日を記入し、裏面に入札者名を記入すること。

※封筒は入札案件ごとに封入する必要はないが、クリップ等でまとめることが望ましい。

※入札者は、到達期限までに到達するよう郵送すること。(書留等で郵送することが望ましい。)

別紙

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)